

東京医療保健大学千葉看護学部学生生活支援委員会規程

(設置)

第1条 千葉看護学部の教育の質的向上に向けて、学生の生活全般に関する支援体制を整えるため、千葉看護学部生活支援委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、学生が大学での勉学と課外活動を通じて成長・発展し、また自らその基盤を整備していけるよう、学生支援センター及び学友会と協力し学生生活に関する支援を行う。

(構成)

第3条 委員会は次の者をもって構成する。

- (1) 千葉看護学部教授会において任命する教員
- (2) 学生支援センター長、千葉事務部長
- (3) 学部長は必要に応じて出席することができる
- (4) 委員長が必要と認めるときは、委員以外のメンバーを出席させ、意見等を聴取することができる

(審議事項)

第4条 委員会は次の事項を所掌し審議・提案する。

- (1) 学生の生活支援（学生相談・健康管理・奨学金）に関すること
- (2) アドバイザー制度に関すること
- (3) 当初ガイダンスに関すること
- (4) キャンパスガイドに関すること
- (5) 学友会活動に関すること
- (6) 課外活動に関すること
- (7) 学生生活支援に関する教職員の能力向上に関すること
- (8) その他、学生生活支援に関すること

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、千葉看護学部教授会において任命する。

(議事)

第6条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は、千葉事務部が行う。

(開催日)

第8条 委員会は、原則として月1回開催する。

附則

本規程は平成30年4月1日から施行する。